

香川県環境基本計画（素案）について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先
環境政策課
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話：087-832-3213／FAX：087-806-0227
E-mail : kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

平成27年9月8日から平成27年10月7日までの期間、香川県環境基本計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、個人3人、1団体から18件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人	3
団体	1
合計	4

〈提出されたご意見の数〉

計画の推進に関すること	14件
その他	4件
合計	18件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
1. 計画の推進に関すること	
県行政による具体的な取組みがあいまいであり、明示されていない。 県が主体的に積極性を持って施策取り組むためにも、「各主体の取組方向」に県民、事業者、民間団体に加え、県行政の取組みを追加することを要望する。	「第4章 環境の保全に関する施策展開の方向」の「施策の方向」の項目において、県が行う施策についてできる限り具体的な取組みを記載していることから、「各主体の取組方向」に、県行政の取組みの区分は設けておりません。
第1節 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくり	
・環境に配慮した製品の認定やPRにとどまらず、県発注工事での優先使用や使用の義務付けなど、一步踏み込んだ取組みが必要である。 ・環境指標「環境に配慮した製品の認定件数のうち県発注工事での採用実績（件数）」を追加すべきである。	本県では「香川県環境配慮モデル普及促進要綱」を定め、県が工事の発注を行う場合、認定製品をその品質、数量、価格等に留意し、率先利用に努めるものとしています。しかしながら、こうした留意事項等については各工事の現場においてそれぞれ個別に判断する必要があることなどから、認定製品使用の義務付け等は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。 上記のとおり、県工事での認定製品の使用の義務付け等は困難であることなどから、採用実績を環境指標に設定しておりません。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第2節 地域から取り組む地球環境の保全	
<ul style="list-style-type: none"> ・「2-1-3 低炭素型まちづくりの推進」に、「インフラ整備における環境負荷低減の推進」を加えるべきである。 <p>香川県では、平成25年度から総合評価方式において、「①セメントに係るCO₂排出量削減の取組みにおける評価」、「②骨材及び生コンクリートCO₂排出量削減における評価」の2項目を追加し、試行しているが、建設業界において環境負荷低減の意識づけとして効果的なため、この施策を本格運用にすることを、明示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境指標に「県公共工事におけるCO₂排出量（または率）」を追加すべきである。 	<p>県では、開発事業者に環境への配慮を自主的かつ積極的に取り組んでいただくために、「環境配慮指針」を定め、エネルギーの有効利用や省エネルギーなどに努めていただることとしています。県発注工事に関する総合評価方式における「地球温暖化対策（CO₂排出量削減）」に関する評価については、試行段階であり、今後、本評価制度の実効性等について検証する必要があることなどから、現時点では「インフラ整備における環境負荷低減の推進」を明記できる段階でないと考えますが、今後とも研究してまいります。</p> <p>また、上記のとおり、県公共工事におけるCO₂排出量に関する評価につきましては、試行段階であることなどから、CO₂排出量を環境指標に設定しておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「省エネルギー対策」について、コンクリートの材料となる骨材等を地産地消することにより輸送に伴う環境負荷量の低減が図れるため、建設原材料の県産品使用の推進を明記すべきである。 ・「各主体の取組方向」の県民及び事業者の欄に「県産品建設用原材料の利用」を追加すべきである。 	<p>本県の公共工事では、県内産の建設資材の優先使用について、香川県工事請負契約約款により受注者に対して努力義務を課しているところです。しかしながら、その原材料の優先使用については、工事材料の製造業者等との調整など課題があるため、早急な対応は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p> <p>「各主体の取組方向」に関するご意見については、ご指摘を踏まえ、運搬原材料を使い工事を実施する事業者の欄に、「事業活動に必要な原料や材料の調達において、地産地消を心がける」を追記します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「各主体の取組方向」の表に、取組の主体として、県民・事業者・民間団体とあるが、これに加えて香川県自身ができるることを明記すべきである。 	<p>県行政の取組みについては、「施策の方向」の項目に記載しており、「各主体の取組方向」の表には、様々な主体に期待される取組みを記載しております。</p>
第3節 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成	
<ul style="list-style-type: none"> ・認定リサイクル製品は、県ホームページ等により紹介されているが、県公共工事に使用する域に至っていない。基本計画の「リサイクル製品の利用促進」に、建設関連資材のリサイクル製品の利用推進も明記すべきである。 ・リサイクル製品の認定やPRに留まらず、県発注工事での優先使用や使用義務化を明記する必要がある。 	<p>本県では「香川県環境配慮モデル普及促進要綱」を定め、県が工事の発注を行う場合、認定製品をその品質、数量、価格等に留意し、率先利用に努めるものとしています。しかしながら、こうした留意事項等については各工事の現場においてそれぞれ個別に判断する必要があることなどから、認定製品使用の義務付け等は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第4節 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進	
<p>自然な生態系が急速に変化しているように感じるが、数十年前の自然の生態系の資料等を後世に残してほしい。</p> <p>自然史博物館をつくってほしい。</p>	<p>県では、県内の自然科学系の専門家等により設立された「特定非営利活動法人みんなでつくる自然史博物館・香川」と協働して、本県の自然や生き物に関する理解を深めていくための啓発活動等を実施するとともに、野鳥や昆虫等の標本や生態系に関する資料の保管・展示に努めています。</p> <p>現在のところ、新たな施設の整備は考えておりませんが、今後とも、県内の自然史を含め、生態系に関する保全・啓発活動に取り組んでまいります。</p>
第5節 安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全	
<p>騒音対策として、電車の踏切を通過するときの騒音と警報機の騒音・振動を軽減する対策を入れてほしい。</p> <p>軌道路盤が電車の大型化・重量化・高速化に対応できておらず、踏切や鉄架橋の通過時に、騒音や振動が発生している。また、警報機の音質や音量が、都内私鉄に比べ耳に響き、鳴る時間も長いため、沿線の生活環境に影響を与えていている。</p>	<p>電車の走行音や踏切の騒音、振動については、法令による規制や基準がないことから、記載はしておりません。いただいた意見は、鉄道事業者にお伝えしておりますので、具体的な内容は事業者とご相談ください。</p>
2 その他	
p 7 の章の表紙のタイトルと、p 8 のタイトルが違っている。	ご指摘を踏まえ、p 7 の章目次を「香川県の自然環境と社会経済」とし、p 8 と統一します。
p 8 の写真に、タイトルあるいは解説を明記してほしい。	ご指摘を踏まえ、p 8 の左下の写真に「瀬戸内海」、右下の写真に「讃岐平野」を加えます。
p 11 の説明文に対応した図（平成 24 年度の産業別県内総生産の内訳または内訳の推移図）を示してほしい。	ご指摘を踏まえ、p 11 に県内総生産の産業別（第1次、第2次、第3次）割合の推移がわかる図を追加します。
p 31 図 2-2 と図 2-3 の積み上げ棒グラフの順番と凡例の順序が逆になって見づらい。凡例の順番を修正すべき。	ご指摘を踏まえ、p 31 の図 2-2 及び図 2-3 の凡例の順番を改め、棒グラフと合わせます。

香川県地球温暖化対策推進計画（素案）について提出されたご意見と それに対する県の考え方

問い合わせ先

環境政策課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3215／FAX：087-806-0227

E-mail : kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

平成27年9月8日から平成27年10月7日までの期間、香川県地球温暖化対策推進計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、個人1人から7件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉	〈提出されたご意見の数〉
個人 1	第3章 本県の温室効果ガス排出量等の現状 3件
団体 0	第5章 目標の達成に向けた対策の推進 4件
合計 1	合計 7件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第3章 本県の温室効果ガス排出量等の現状	
(P24 図3-1-1、P26 図3-2-1) 凡例の記載順序と積み上げ棒グラフの順序が逆になつており見づらい。凡例の順序を修正すべき。	図3-1-1については、凡例の記載順序は棒グラフの順序となっております。 図3-2-1については、ご指摘のとおり修正します。
(P27 図3-2-3、図3-2-4、P29 図3-2-1-3、P31 図3-2-2-3、P33 図3-2-3-5、P34 図3-2-3-6) エネルギー消費量(千kL)は何の数値か明記すべき。	エネルギー消費量は原油換算値で示しています。ご意見を踏まえ、次のとおり目次の注釈に明記します。 「3. エネルギー消費量は、「千kL」など、原油に換算して表記しています。」

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>(P36 3.2.5 廃棄物分野)</p> <p>説明の中に、「産業廃棄物は、リサイクルを目的とした産業廃棄物の溶融処理の増加により、云々」とあるが、これは豊島産廃の溶融処理のことを指していると思われる所以、「産業廃棄物は、リサイクルを目的とした豊島における中間処理など、産業廃棄物の溶融処理の増加により、云々」を明記すべき。平成29年3月頃に終わる見込みの豊島の溶融処理は、行政や県民、事業者などが永く記憶しておくべき事柄である。</p>	<p>リサイクルを目的とした産業廃棄物の溶融処理は、豊島産廃の処理だけを指すものではなく、県内処理業者においても、同時期に新たに実施されているもので、素案の記載内容としています。</p> <p>なお、豊島廃棄物等処理事業につきましては、県政の最重要課題の一つとして、安全と環境保全を第一に、調停条項に定められた平成28年度末までの廃棄物等の処理に向け、全力で取り組んでまいります。</p>
第5章 目標の達成に向けた対策の推進	
<p>(P42 地産地消の推進)</p> <p>地産地消の推進は、遠地からの運搬に伴って排出されるCO₂などが、県内産であれば削減されるとの趣旨により明記されていると理解している。我々の生活の基盤を支えている社会基盤施設・インフラ整備に当たって使用される建設用原材料も地産地消が推進されるべきであり、これは工事の発注者である香川県をはじめとする行政当局の責務である。県工事における県産品建設用原材料の使用についても、ここに明記すべき。</p>	<p>本県の公共工事では、県内産の建設資材の優先使用について、香川県工事請負契約約款により受注者に対して努力義務を課しているところです。しかしながら、その原材料の優先使用については、工事材料の製造業者等との調整など課題があるため、早急な対応は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p>
<p>(P43 事業者による環境配慮行動の促進)</p> <p>香川県が認定している認定リサイクル製品の大半は建設関連分野で用いられており、県をはじめとする公共工事の中で使われてこそ、実際的に普及すると考えるため、行政によるリサイクル製品の優先使用又は使用の義務化を図っていくことが重要であり、これを明記すべき。</p>	<p>本県では「香川県環境配慮モデル普及促進要綱」を定め、県が工事の発注を行う場合、認定製品をその品質、数量、価格等に留意し、率先利用に努めるものとしています。しかしながら、こうした留意事項等については各工事の現場においてそれぞれ個別に判断する必要があることなどから、認定製品使用の義務付け等は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p>
<p>(P43 CO₂排出量の「見える化」の推進等)</p> <p>香川県の各部署が施策展開していったことの結果に付随するものとして、「見える化」も進めていくべき。例えば、全国に先駆けて平成25年度から総合評価入札方式の中に、「地球温暖化対策(CO₂排出量削減)」に関する評価として、セメントに係るものと骨材及び生コンクリートに関するもの(地産地消)に分けて、試行的に行っており結果を「見える化」することと、さらに今後運用されるであろう本格実施段階における「見える化」に県自らが取り組むことで県民・事業者の模範となると考える。</p>	<p>本県の各部署が施策展開したことについては、補助制度を活用した住宅用太陽光発電設備の発電電力量や地球温暖化対策計画制度対象事業者のCO₂等の削減量など、香川県環境白書やホームページ等を通じて見える化を進めており、今後も施策展開の結果の「見える化」を積極的に推進してまいります。</p> <p>なお、総合評価方式における「地球温暖化対策(CO₂排出量削減)」に関する評価については、試行段階であり、今後、本評価制度の実効性等について検証する必要があることなどから、「見える化」つまり試行結果を公表できる段階ではないと考えますが、今後とも研究してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>(P47 県民に期待される取組み CO₂削減につながる商品の選択)</p> <p>ここでは事業者に期待される範疇で記載されているが、県をはじめとする行政の取組みとして、我々の生活に密着しているインフラ整備に不可欠な建設用原材料についても、県産品建設用原材料を使用するとの文言が必要。</p>	<p>本県の公共工事では、県内産の建設資材の優先使用について、香川県工事請負契約約款により受注者に対して努力義務を課しているところです。しかしながら、その原材料の優先使用については、工事材料の製造業者等との調整など課題があるため、早急な対応は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p>

香川県廃棄物処理計画（素案）について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先
廃棄物対策課
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話：087-832-3223／FAX：087-831-1273
E-mail : haitai@pref.kagawa.lg.jp

平成27年9月8日から平成27年10月7日までの期間、香川県廃棄物処理計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、個人2人から5件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	2	計画の推進に関すること	4件
団体	0	その他	1件
合計	2	合計	5件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
ゴミを減らそうとはしているが、ゴミの出ない社会構造に転換できないだろうか。	今回の計画では、2R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））を可能な限り推進し、環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成を目指します。また、国に対し、引き続き、拡大生産者責任に基づく生産者による廃棄物回収システムの構築について、デポジット制度の導入を含め提案することとしています。
38頁 IVリサイクル製品の利用促進 i リサイクル製品等の認定と利用促進 環境に配慮した製品を認定やPRにとどまらず、県発注工事での優先使用や使用の義務付けなど、踏み込んだ取組みが必要である。そのようにすることが、リサイクルがより促進されるとともに、開発事業者の製品開発の意欲向上にも繋がる。	本県では「香川県環境配慮モデル普及促進要綱」を定め、県が工事の発注を行う場合、認定製品をその品質、数量、価格等に留意し、率先利用に努めるものとしています。しかしながら、こうした留意事項等については各工事の現場においてそれぞれ個別に判断する必要があることなどから、認定製品使用の義務付け等は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>38 頁 IVリサイクル製品の利用促進 ii グリーン購入の促進 グリーン購入に「努めます」にとどまらず、グリーン購入を「行います」と記述すべきではないか。 断定的な記述ができない場合、そのできない条件を明示したうえでそれをクリアしたものはグリーン購入すると記述すれば良い。</p>	<p>物品等の調達にあたっては、グリーン購入推進ガイドラインに基づき、できる限り環境に配慮した物品等を調達することとしていますが、当ガイドラインに定めのない品目があることなどから「努めます」としています。</p>
<p>38 頁 IVリサイクル製品の利用促進 並再生資材の利用促進 再生碎石、再生加熱アスファルト混合物、豊島溶融スラグ以外の再生資材についても、基本的に各工事の現場において品質、数量、価格等に留意したうえ、その使用を個別に判断する必要があることから、事業者からの提案に基づきその採用について判断しているところですが、今後とも研究してまいります。</p>	
<p>45 頁 V 豊島廃棄物等処理事業の推進 本計画の対象期間は平成 28 年度から平成 32 年度である一方、豊島での処理事業は平成 28 年度末頃までと見込まれており、この香川県廃棄物処理計画(草案)に記述するのが妥当かどうか分かりませんが、処理事業終了後の中間処理施設のあり方について記述はできないか。ここに記述できないのであれば、いつ、どこで公表できるか。</p>	<p>処理事業終了後の中間処理施設については、今後、直島町及び三菱マテリアル㈱とその取扱いについて協議することとなっており、公表は協議が整った後になると考えております。</p>